こちらの誓約書をご乗船後、船内案内所にご提出ください。 ペットルームのカードキーをお渡しいたします。

年 月 日

小笠原海運株式会社殿

ペットご乗船に関する誓約書

私は、下記のペット乗船に際し、乗下船及び航海中について別紙利用規約を遵守し、小笠原海 運株式会社に対して一切の異議申し立てをしないことをここに誓約いたします。また、これに反 した場合は既に締結した運送契約の解除に同意いたします。

記

※該当欄を○で囲んで、必要事項をご記入いただき、本船案内所にご提出ください。

乗船日	年 月 日	予約番号	
乗船区間	東京⇔父島 ・ 父島⇒東京	席番号 (船室)	
ペットの種類	犬(小型・中型・大型) ・ 猫	・その他()
ケージサイズ	犬: 大 · 中 · 小 その他 : 大 · 小	ケージ番号	
氏名			
電話番号			
住所			

【ペットルーム利用規約】

- 1. 船内におけるペットの取り扱いについては、船長、事務長並びに本船乗組員の指示に従ってください。
- 2. ペット乗船に際し、乗下船及び航海中について本規約の遵守をお願い致します。これに違反した場合は、既に締結した運送契約を解除することがあります。また、次回以降のご乗船をお断りさせていただく場合がございます。
- 3. ペットルームご利用の際は、誓約書にご署名の上、本船案内所に必ずご提出ください。
- 4. ペットはケージ等にお入れになってご乗船ください。ケージをお持ちでないお客さまは、首輪・リードを装着の上、乗下船してください。ご乗船後、本船案内所にてペットルームの鍵(カードキー)をお渡し致しますので、乗組員の案内に従ってペットルームへお連れください。カードキーは下船の際に、本船案内所・カードキー回収ボックスもしくはお近くの乗組員にご返却ください。
- 5. ペットルーム内は、決められたケージをご利用ください。
- 6. 船内でのブラッシング・トリミングは、固くお断り申し上げます。
- 7. ペットはペットルーム以外、ご利用頂けません。但し次項(第8項)の場合を除きます。万が一、ペットルーム以外に持ち込んだ場合は清掃料及び寝具等の交換費用を実費請求させて頂きます。
- 8. 次の範囲内での船内散歩を認めます。
 - ①散歩できるエリアは、6デッキ~8デッキの外部甲板に限ります。ただし、7デッキ後方テーブルエリアは除きます。
 - ②散歩エリアまでのご移動は、他のお客さまのご迷惑とならないよう、ご配慮をお願い致します (アレルギー症等をお持ちのお客さまがご乗船されている場合もございます)。
 - ③散歩は20分以内にお済ませください。
 - ④排泄物処理はお客さまの責任において行ってください。
 - ⑤夜間及び該当デッキの閉鎖中はご遠慮ください。
- 9. ペットケージ等をご利用の場合でも、ペット同伴でのご移動は、乗下船時及び第8項を除き禁止いたし、船内公共設備のご利用は出来ません。
- 10. ペットルームの扉は、夜間 (22:00 \sim 06:00)、保安上施錠致します。また、天候等の事情、弊社又は乗組員の判断により、扉を施錠する場合がございます。
- 11. 犬・猫・ウサギ・小鳥はお預かりすることができますが、以下に該当するペット及び動物はご乗船いただけません。
 - ①予防接種(狂犬病・各種ワクチン)を1年以内に受けていない犬。
 - ②特定犬種【土佐犬、秋田犬、紀州犬、ドーベルマン、セントバーナード、グレートデン、ジャーマン・シェパード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア(アメリカン・ピッド・ブル・テリア)】
 - ③無駄吠えや他のお客さまへの迷惑及び恐怖心を与え、飼い主の指示に従わないペット。
 - ④弊社のペットケージに入らないペット。
 - ⑤伝染性の病気や体調のすぐれないペット。
- 12. ペットについては、当社船客障害賠償責任保険は適用されません。航海中の保険につきましては、利用者各自でご加入ください。弊社では保険加入しておりません。

- 13.ペットの疾病、死亡、失踪、怪我、異常について弊社は一切の責任を負いかねます。
- 14. 非常時には人命救助を最優先させていただきます。
- 15. ペットに起因する事故・怪我・トラブル(負傷・死亡・盗難・噛みつきや騒音、他のお客さま及び乗組員の怪我等)及び港の設備、船体、船室、家具、備品等汚損・破損が生じた場合、飼い主様が全責任を負うことになり、弊社は一切の責任を負いかねます。(ペットの起因する事故・怪我・トラブルが生じた場合、現状復帰にかかる費用及び弊社や他のお客さま、乗組員が被った損害の一切をお客さまにご負担いただきます。)
- 16. 万が一、ペットルーム内やケージなどを破損した場合は、必ず船内案内所乗組員までお申し出ください。修理などが発生する場合は、実費のご負担をお願いいたします。また、ご申告なく後日に被害が判明した場合、実費に加えペナルティ(10,000円~)をご請求させていただくことがありますので、ご注意ください。
- 17. ペットの管理(飲食、排泄物処理等)は、マナーを守ってお客さまが行ってください。
- 18. ペット同士の相性が悪い場合は、ペットルーム内でケージの移動をお願いする場合がございます。万が一、他のお客さまやペット同士でトラブルが発生した場合は、当事者間で解決をしていただきます。
- 19. ペットルームのケージ及び扉は、他のお客さまのご迷惑とならない様、必ずお閉めください。
- 20. ペットルーム及びケージの清掃には十分注意を払って行っておりますが、ペットの毛や臭いを完全には取り払えていない場合がございます。予めご了承ください。
- 2.2.ペットは小笠原諸島の貴重な自然に影響を及ぼす外来種となる可能性があります。島内では逃げ出したりしないよう、しっかり管理する必要があります。詳細につきましては小笠原村環境課(TE04998-2-2270)へお問い合わせください。
- 23. 身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。)及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示しているものは対象と致しません。

以上

小笠原海運株式会社

船内案内所印	ケージ番号		